就学援助制度のご案内

城陽市教育委員会 学校教育課

本市教育委員会では、経済的理由により就学困難な児童の保護者に、学用品費や給食費・校外活動費等の援助を行う就学援助制度を設けています。内容をご確認のうえ、希望される方は、期日までに在籍小学校もしくは城陽市教育委員会に申請してください。

なお、今回の申請期間で認定された場合は、就学援助費のうち「新入学児童生徒学用品費」を入学前 に受給することができます。

1. 就学援助費の支給対象者

次の全ての要件(1)~(3) に該当する方が対象となります。

- (1) 令和8年4月に城陽市立中学校及び府立中学校に入学予定
- (2) 申請時に城陽市に居住している(令和8年3月末日以前に城陽市外に転出する場合は除く)
- (3) 就学援助の要件(下記「2. 認定基準及び申請に必要な証明書類」の表)に該当する教育委員会が基準により認める方
- ※生活保護受給世帯も、新1年生の申請が必要です。ただし、「新入学児童生徒学用品費」の支給はありません。

2. 認定基準及び申請に必要な証明書類

区分	認定基準	申請に必要な証明書類等
要保護	生活保護を受けている世帯	
	(1)ア 生活保護の停止又は廃止された方	
準	イ 市民税が非課税になった方	課税証明書(世帯全員分) ※令和7年1月1日現在、城陽市に住民票のある方は不要
要	ウ 児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書(写) 有効期限が令和8年10月31日のもの
保 護	(2) その他、経済的理由により就学援助を 受けたい方	給与所得者→源泉徴収票(写) 自営業者→確定申告書(控)の写 (第一表、第二表、※第三表)
	※ <u>世帯全員の所得状況</u> を証明できることが 必要です。	※ 譲渡所得等ある方のみ年金受給者→年金額改定通知書の写等

申請書の「市の保有する世帯全員の所得等に関する情報を城陽市教育委員会が調査すること」に承諾 し申請していただきますので、令和7年1月1日に城陽市に住民票がある方の所得を証明する添付書類 の提出は不要です。ただし、後日必要な書類の提出を求める場合があります。 令和7年1月2日以降に城陽市に転入された方は、前住所地の令和7年度の証明書類(令和6年分の所得等が記載されたもの)を添付してください。

なお、所得税の確定申告や市府民税の所得申告をしていない場合は審査できませんので、事前に申告をお済ませください。

※認定の審査基準は、前々年の所得(令和6年分)ですが、家計急変で収入が急激に減少した世帯については最新の所得状況で審査しますので、次の書類を添付してください。

【収入等が激減した場合】

「令和7年分の源泉徴収票」の写等、収入状況のわかるもの

【失業、廃業の場合】

失業及び廃業を確認できるもの(雇用保険受給資格者証や税務署に提出した廃業届の写等)

3. 申請方法

就学援助費受給申請書に必要事項を記入し、必要書類、振込口座のわかるものを持参して、 在籍小学校又は城陽市教育委員会学校教育課に提出してください。

※申請書は、在籍小学校又は城陽市教育委員会学校教育課にあります。

また、城陽市教育委員会のホームページ「就学援助制度における新入学児童生徒学用品費の 入学前支給について」よりダウンロードできます。

4. 申請受付期間

中学校新1年生:令和8年1月7日(水)~1月30日(金)

上記期間終了後も申請は随時受付けます。ただし、4月当初からの援助を希望する場合は、 令和8年3月末までに申請してください。

5. 注意事項

- (1)「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を受けたあと、次の a、b のいずれかに該当した場合は、全額を返還していただく場合がありますので、該当する可能性のある場合は、上記受付期間に申請をせず、城陽市立中学校及び府立中学校への入学が確定し次第、4月末までに申請してください。
 - a. 令和8年3月末日以前に城陽市外に転出される場合
 - b. 令和8年4月に城陽市立中学校及び府立中学校に入学されない場合
- (2)「新入学児童生徒学用品費」の支給は、上記期限内の申請で入学前(3月中旬)、申請期限後から令和8年4月末までの申請で入学後(5月下旬)となります。5月以降の申請については、支給の対象にはなりません。
- (3) 現小学校1年生から5年生、現中学校1・2年生の申請は、令和8年1月中に学校より別途 案内します。(小・中それぞれ別々に申請書の作成が必要です。受付期間も異なります。) 小学校入学予定のお子さんについては、就学時健康診断時に案内を配布しています。

6. 援助内容(年額) ※金額は、変更になる場合があります。

F ()		
区 分	中 学 校	
・学用品費	22,730円	
・通学用品費 (第1学年を除く)	2,270円	
・校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	2,310円以内	
・校外活動費(宿泊を伴うもの)	6,210円以内	
(校外活動費は交通費・見学料のみ)		
体育実技用具費(柔道)	7,650円以内	
•新入学児童生徒学用品費	63,000円	
• 学校給食費	直接、学校へ支払います。	
• 修学旅行費	学校又は保護者へ支払います。	
(交通費・見学料・宿泊料等)		
・医療費	医療機関へ支払います。	
学校保健安全法で定められた		
疾病の治療費(虫歯、結膜炎、		
中耳炎、慢性副鼻腔炎等)		

- ※生活保護受給世帯は、校外活動費(宿泊を伴わないもの)・修学旅行費・医療費のみ援助対象。 なお、医療費については生活保護医療扶助優先です。
- ※校外活動費・修学旅行費は、実施日に認定されている場合のみ援助対象。

7. 認定等の通知

令和8年(2026年)3月上旬(予定)

詳しくは、各小学校又は城陽市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。 TEL 学校教育課 56-4004 (直通)